

大阪市住宅供給公社における工事請負入札（事後審査型制限付一般競争入札）参加の取扱いについて  
(令和4年4月1日以降)

令和4年4月1日以降に大阪市住宅供給公社が入札を執行する建築工事（A建築工事）、建築工事（C解体工事）、電気工事、電気通信工事、給排水衛生冷暖房工事請負契約への入札（事後審査型制限付一般競争入札）参加は、次のとおり取り扱うものとします。

1 入札参加種目について

大阪市住宅供給公社における当該工事請負入札に参加しようとする者は、大阪市契約管財局での入札参加希望種目申請（以下「希望種目申請」という。）によって承認された期間及び種目によるものとします。

2 地域要件及び受注可能本数等について

別表1のとおり

4 実施時期

令和4年4月1日以降に発注される入札について適用します。

5 その他

- (1) 受注可能本数は、大阪市住宅供給公社において入札する案件以外は含みません。
- (2) 「建築工事（C解体工事）」、「電気通信工事」を除く格付け種目工事以外の工事における入札参加条件については、必要に応じ別途種目毎に設定します。
- (3) この取扱いにより難い場合は、本取扱いと異なる取扱いができるものとします。

## 令和4年度 建築工事（A建築工事） 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

|               |            |
|---------------|------------|
| 大阪市の登録種目      | 020 建築一式工事 |
| 大阪市の工事種目      | 02A 建築工事   |
| 建設業法上の建設工事の種類 | 建築一式工事     |
| 建設業許可の業種      | 建築工事業      |

| 物件等級 | 経営事項審査<br>の<br>総合評定値<br>(P点) | 予定価格<br>(税込)        | 地域要件     |        |      | 受注可能本数 |      |      |
|------|------------------------------|---------------------|----------|--------|------|--------|------|------|
|      |                              |                     | 本店業者     | 支店業者   | 市外業者 | 本店業者   | 支店業者 | 市外業者 |
| C    | 650点～<br>799点                | 1.5億円未満<br>3.5千万円以上 | 南北<br>※1 | 入札参加不可 |      | 2本     | 受注不可 |      |
| D    | 650点未満                       | 3.5千万円未満            |          |        |      |        |      |      |

- ・ 経営事項審査の総合評定値（P点）は、入札書提出日において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- ・ 経営事項審査の総合評定値（P点）が650点以上の者で、当該業種において一般建設業許可の者は、予定価格3.5千万円（税込）以上9千万円（税込）未満の案件に参加できるものとする。
- ・ 予定価格9千万円（税込）以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。
- ・ 令和3年1月1日から令和3年12月31日の間に完成した大阪市住宅供給公社又は大阪市発注工事のうち、工事種目（01 土木工事、02A 建築工事、03 補装工事、04 電気工事、05 給排水衛生冷暖房工事及び06 造園工事）において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数から1本を減ずるものとし、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは、1本限りとする。
- ・ 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。  
 【本店業者】主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者  
 【支店業者】主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者  
 【市外業者】契約締結の営業所を大阪市外としている者
- ・ この取扱いにより難い場合は、本取扱いと異なる取扱いができるものとする。

## 別 表 1

## 令和4年度 建築工事（C解体工事） 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

|               |          |
|---------------|----------|
| 大阪市の登録種目      | 290 解体工事 |
| 大阪市の工事種目      | 02C 解体工事 |
| 建設業法上の建設工事の種類 | 解体工事     |
| 建設業許可の業種      | 解体工事業    |

| 地域要件                    |        |      | 受注可能本数 |      |      |
|-------------------------|--------|------|--------|------|------|
| 本店業者                    | 支店業者   | 市外業者 | 本店業者   | 支店業者 | 市外業者 |
| 工事場所に<br>かかわらず<br>入札参加可 | 入札参加不可 |      | 2本     |      | 受注不可 |

- 予定価格8千万円（税込）以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。
- 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に完成した大阪市住宅供給公社又は大阪市発注工事のうち、当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数から1本を減ずるものとし、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは、1本限りとする。
- 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。  
 【本店業者】主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者  
 【支店業者】主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者  
 【市外業者】契約締結の営業所を大阪市外としている者
- この取扱いにより難い場合は、本取扱いと異なる取扱いができるものとする。

## 令和4年度 電気工事 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 電気工事

|               |          |
|---------------|----------|
| 大阪市の登録種目      | 080 電気工事 |
| 大阪市の工事種目      | 04 電気工事  |
| 建設業法上の建設工事の種類 | 電気工事     |
| 建設業許可の業種      | 電気工事業    |

| 物件等級 | 経営事項審査<br>の<br>総合評定値<br>(P点) | 予定価格<br>(税込) | 地域要件     |        |      | 受注可能本数 |      |      |
|------|------------------------------|--------------|----------|--------|------|--------|------|------|
|      |                              |              | 本店業者     | 支店業者   | 市外業者 | 本店業者   | 支店業者 | 市外業者 |
| C    | 750点未満                       | 3千万円未満       | 南北<br>※1 | 入札参加不可 |      | 2本     | 受注不可 |      |

- ・ 経営事項審査の総合評定値（P点）は、入札書提出日において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- ・ 令和3年1月1日から令和3年12月31日の間に完成した大阪市住宅供給公社又は大阪市発注工事のうち、工事種目（01 土木工事、02A 建築工事、03 補装工事、04 電気工事、05 給排水衛生冷暖房工事及び06 造園工事）において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数から1本を減ずるものとし、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは、1本限りとする。
- ・ 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。  
 【本店業者】主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者  
 【支店業者】主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者  
 【市外業者】契約締結の営業所を大阪市外としている者
- ・ この取扱いにより難い場合は、本取扱いと異なる取扱いができるものとする。

## 令和4年度 電気通信工事 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 電気通信工事

|               |            |
|---------------|------------|
| 大阪市の登録種目      | 220 電気通信工事 |
| 大阪市の工事種目      | 10 電気通信工事  |
| 建設業法上の建設工事の種類 | 電気通信工事     |
| 建設業許可の業種      | 電気通信工事業    |

| 地域要件                |        |      | 受注可能本数 |      |      |
|---------------------|--------|------|--------|------|------|
| 本店業者                | 支店業者   | 市外業者 | 本店業者   | 支店業者 | 市外業者 |
| 工事場所にかかわらず<br>入札参加可 | 入札参加不可 |      | 2本     | 1本   | 受注不可 |

- 予定価格8千万円（税込）以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。
- 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に完成した大阪市住宅供給公社又は大阪市発注工事のうち、当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数から1本を減ずるものとし、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは、1本限りとする。
- 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。  
 【本店業者】主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者  
 【支店業者】主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者  
 【市外業者】契約締結の営業所を大阪市外としている者
- この取扱いにより難い場合は、本取扱いと異なる取扱いができるものとする。

## 別表1

## 令和4年度 給排水衛生冷暖房工事 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 給排水衛生冷暖房工事

|               |               |
|---------------|---------------|
| 大阪市の登録種目      | 090 管工事       |
| 大阪市の工事種目      | 05 給排水衛生冷暖房工事 |
| 建設業法上の建設工事の種類 | 管工事           |
| 建設業許可の業種      | 管工事業          |

| 物件等級 | 経営事項審査<br>の<br>総合評定値<br>(P点) | 予定価格<br>(税込)      | 地域要件     |            |            | 受注可能本数 |      |      |
|------|------------------------------|-------------------|----------|------------|------------|--------|------|------|
|      |                              |                   | 本店業者     | 支店業者       | 市外業者       | 本店業者   | 支店業者 | 市外業者 |
| A    | 1,000点以上                     | 1.3億円以上           | 南北<br>※2 | 南北※2       | 入札参加<br>不可 | 1本     | 受注不可 | 受注不可 |
| B    | 700点～999点                    | 1.3億円未満<br>3千万円以上 |          | 入札参加<br>不可 |            | 2本     |      |      |
| C    | 700点未満                       | 3千万円未満            |          |            |            |        |      |      |

- ・ 経営事項審査の総合評定値（P点）は、入札書提出日において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- ・ 経営事項審査の総合評定値（P点）が700点以上の者で、当該業種において一般建設業許可の者は、予定価格3千万円（税込）以上8千万円（税込）未満の案件に参加できるものとする。
- ・ 予定価格8千万円（税込）以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。
- ・ 令和3年1月1日から令和3年12月31までの間に完成した大阪市住宅供給公社又は大阪市発注工事のうち、工事種目（01 土木工事、02A 建築工事、03 舗装工事、04 電気工事、05 給排水衛生冷暖房工事及び06 造園工事）において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数から1本を減ずるものとし、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは、1本限りとする。
- ・ 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。  
 【本店業者】主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者  
 【支店業者】主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者  
 【市外業者】契約締結の営業所を大阪市外としている者
- ・ この取扱いにより難い場合は、本取扱いと異なる取扱いができるものとする。

※1 南北（区）建築工事、電気工事

|   |  |
|---|--|
| 北 | 西淀川、淀川、東淀川、此花、福島、北、都島、旭、鶴見、城東、東成         |
| 南 | 港、西、大正、中央、浪速、天王寺、西成、阿倍野、住之江、住吉、生野、東住吉、平野 |

※2 南北（区）給排水衛生冷暖房工事

|   |   |
|---|---|
| 北 | 西淀川、淀川、東淀川、此花、福島、北、都島、旭、鶴見、城東               |
| 南 | 港、西、大正、中央、浪速、天王寺、東成、西成、阿倍野、住之江、住吉、生野、東住吉、平野 |